

# 平成25年第3回定例会(第14号)

2013年10月11日

## 出席議員 百二十六名

一番	小林 健二君	四十四番	大場やすのぶ君	八十八番	村上 英子君
二番	加藤 雅之君	四十五番	和泉 武彦君	八十九番	高橋 信博君
三番	かんの弘一君	四十六番	小宮あんり君	九十番	鈴木 章浩君
四番	山内 晃君	四十七番	三宅 正彦君	九十一番	秋田 一郎君
五番	栗山よしじ君	四十八番	吉住 健一君	九十二番	鈴木あきまさ君
六番	小松 大祐君	四十九番	桜井 浩之君	九十三番	山加 朱美君
七番	松田やすまさ君	五十番	野上ゆきえ君	九十四番	高橋かずみ君
八番	大津ひろ子君	五十一番	上田 令子君	九十五番	相川 博君
九番	石川 良一君	五十二番	西崎 光子君	九十六番	山田 忠昭君
十番	みやせ英治君	五十三番	小山くにひこ君	九十七番	林田 武君
十一番	おときた駿君	五十四番	あさの克彦君	九十八番	服部ゆくお君
十二番	小松 久子君	五十五番	新井ともはる君	九十九番	こいそ 明君
十三番	西沢けいた君	五十六番	徳留 道信君	百番	中村ひろし君
十四番	米倉 春奈君	五十七番	河野ゆりえ君	百一番	尾崎 大介君
十五番	白石たみお君	五十八番	小竹ひろ子君	百二番	石毛しげる君
十六番	斉藤やすひろ君	五十九番	上野 和彦君	百三番	植木こうじ君
十七番	栗林のり子君	六十番	高倉 良生君	百四番	かち佳代子君
十八番	まつば多美子君	六十一番	橘 正剛君	百五番	曾根はじめ君
十九番	伊藤こういち君	六十二番	野上 純子君	百六番	藤井 一君
二十番	河野ゆうき君	六十三番	谷村 孝彦君	百七番	長橋 桂一君
二十一番	柴崎 幹男君	六十四番	山崎 一輝君	百八番	中嶋 義雄君
二十二番	ほっち易隆君	六十五番	崎山 知尚君	百九番	ともとし春久君
二十三番	舟坂ちかお君	六十六番	川松真一朗君	百十番	田島 和明君
二十四番	清水 孝治君	六十七番	近藤 充君	百十一番	中屋 文孝君
二十五番	島崎 義司君	六十八番	堀 宏道君	百十二番	宇田川聡史君
二十六番	神野 次郎君	六十九番	鈴木 錦治君	百十三番	吉原 修君
二十七番	やながせ裕文君	七十番	きたしる勝彦君	百十四番	高島なおき君
二十八番	田中 朝子君	七十一番	田中たけし君	百十五番	古賀 俊昭君
二十九番	塩村あやか君	七十二番	鈴木 隆道君	百十六番	立石 晴康君
三十番	山内れい子君	七十三番	神林 茂君	百十七番	野島 善司君
三十一番	中山ひろゆき君	七十五番	両角みのる君	百十八番	三宅 茂樹君
三十二番	田中 健君	七十六番	島田 幸成君	百十九番	川井しげお君
三十三番	里吉 ゆみ君	七十七番	今村 るか君	百二十番	吉野 利明君
三十四番	和泉なおみ君	七十八番	斉藤あつし君	百二十一番	野村 有信君
三十五番	尾崎あや子君	七十九番	大西さとる君	百二十二番	内田 茂君
三十六番	大松あきら君	八十番	畔上三和子君	百二十三番	酒井 大史君
三十七番	吉倉 正美君	八十一番	大島よしえ君	百二十四番	山本 太郎君
三十八番	遠藤 守君	八十二番	松村 友昭君	百二十五番	清水水ひで子君
三十九番	中山 信行君	八十三番	東村 邦浩君	百二十六番	大山とも子君
四十番	木村 基成君	八十四番	小磯 善彦君	百二十七番	吉田 信夫君
四十一番	北久保眞道君	八十五番	鈴木貫太郎君		
四十二番	高楯 健一君	八十六番	木内 良明君	欠席議員	一名
四十三番	栗山 欽行君	八十七番	高木 けい君	七十四番	早坂 義弘君

## 出席説明員

	知事	猪瀬 直樹君	建設局長	横溝 良一君
	副知事	安藤 立美君	港湾局長	多羅尾光睦君
	副知事	秋山 俊行君	会計管理局長	松田 芳和君
	教育長	比留間英人君	交通局長	中村 靖君
東京都技監	都市整備局長兼務	寛行君	道道局長	吉田 永君
	知事本局長	前田 信弘君	消防総監	大江 秀敏君
	総務局長	中西 充君	下水道局長	松浦 将行君
	財務局長	中井 敬三君	青少年・治安対策本部長	河合 潔君
	主税局長	新田 洋平君	病院経営本部長	醍醐 勇司君
	生活文化局長	小林 清君	中央卸売市場長	塚本 直之君
	警視総監	西村 泰彦君	選挙管理委員会事務局長	影山 竹夫君
	スポーツ振興局長	細井 優君	人事委員会事務局長	真田 正義君
	環境局長	長谷川 明君	労働委員会事務局長	岳野 尚代君
	福祉保健局長	川澄 俊文君	監査事務局長	松井多美雄君
	産業労働局長	塚田 祐次君	収用委員会事務局長	目黒 克昭君

## 十月十一日議事日程第四号

第一	議員提出議案第十五号	東京都保育所建設用地取得費補助条例
第二	第百八十号議案	ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について
第三	第百六十八号議案	東京都立学校設置条例の一部を改正する条例
第四	第百六十三号議案	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
第五	第百六十四号議案	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第六	第百六十五号議案	東京都震災対策条例の一部を改正する条例
第七	第百六十六号議案	東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
第八	第百六十七号議案	東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例の一部を改正する条例
第九	第百七十一号議案	都立江東地区第二養護学校(仮称)(二十五)改築工事請負契約
第十	第百七十二号議案	都立小金井北高等学校(二十五)改修工事請負契約
第十一	第百七十三号議案	都立第五商業高等学校(二十五)体育館棟その他改築工事請負契約
第十二	第百七十四号議案	首都大学東京日野キャンパス(二十五)実験棟群改築その他工事請負契約
第十三	第百七十五号議案	首都大学東京日野キャンパス(二十五)実験棟群改築その他空調設備工事請負契約
第十四	第百七十六号議案	中川護岸耐震補強工事(その二十五)請負契約
第十五	第百七十七号議案	平成二十五年度十号地その二多目的内貿岸壁(ー(マイナス)八・五m) 棧橋整備工事請負契約
第十六	第百七十八号議案	若潮橋鋼けた製作・架設工事請負契約
第十七	第百七十九号議案	古川地下調節池換気設備工事(その一)請負契約
第十八	第百六十九号議案	東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第十九	第百七十号議案	東京都風致地区条例の一部を改正する条例
第二十	地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	

## 議事日程第四号追加の一

第一	東京都副知事の選任の同意について(二五財主議第三四三号)
----	------------------------------

## 議事日程第四号追加の二

第二	二五第一二号	生活保護法の一部「改正案」を再提出しないことを求める意見書の提出に関する請願
----	--------	--

## 議事日程第四号追加の三

第三	オリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会設置に関する動議	
第四	議員提出議案第十六号	私学振興に関する意見書
第五	議員提出議案第十七号	一般用医薬品の販売に関する意見書
第六	議員提出議案第十八号	国立ハンセン病療養所の療養体制等の充実に関する意見書
第七	議員提出議案第二十一号	第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会 東京開催の成功に関する決議
第八	議員提出議案第十九号	地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の速やかな撤廃等に関する意見書
第九	議員提出議案第二十号	地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃等に関する意見書

## 石川委員

日本維新の会東京都議団を代表いたしまして、今議会に知事から提案をされました全議案に対して賛成の立場で、また、議員提出議案第十五号、東京都保育所建設用地取得費補助条例に反対する立場で討論を行います。

まず先に、議員提出議案第十五号でございますが、この条例案は、保育需要の増大に対応するため、認可保育所をふやし保育所の用地の取得に要する費用を補助することを大きな目的としており、運営主体は、区市町村か社会福祉法人に限定するものであります。しかも、補助基本額は十億円を上限としています。八千人の待機児解消のためには、四年間で二百億円をつぎ込む大事業といえるわけであります。

まず、このような膨大な予算を必要とし、しかも、予算提案権を持つ行政側と全く事前調整が行われてこなかったことに、手続上大きな瑕疵があることを指摘しておかなければなりません。

また、平成二十五年四月現在で、東京都全体の待機児数は、児童数と申込者の増により三年ぶりに増加し、八千百十七人となっています。しかし、平成二十二年度に、待機児数八千四百三十五人であったものを、平成二十四年度には、七千二百五十七人まで減少させています。これは公立保育園や社会福祉法人立の保育園ばかりが担ったわけではなく、むしろ公立園は、九百七十七園から九百四十八園と二十九園減少しているのが実態なわけであります。この数年間の傾向としても、株式会社を設置主体となる件数が急増しており、NPOの参入もふえつつあり、民間にできることは民間にという維新の会の原則にも合致をしており、歓迎すべき流れと考えております。

また、保育は、認可保育園だけでなく、都独自の制度である認証保育所、幼稚園も運営主体となっている認定こども園、家庭的保育事業である保育ママ制度や、さらに小規模保育事業で、空き店舗や空き公共施設を活用したスマート保育事業もスタートしたばかりであります。保育時間の長さや保育環境の違いや施設の立地場所等、保育の選択肢を広げることは重要なことでございます。さまざまにある資源を活用し、待機児童対策をスピード感を持って進めることは、厳しい財政状況にある各自治体の選択としても、当然のことです。また、眠っている民間活力を引き出していくことにもつながります。

今回の条例案は、運営主体を公立と社会福祉法人に限定している点や、限られた都財政の中で、土地価格の高い東京で、土地取得を前提に保育ニーズに応えることには無理があります。

以上の点を指摘して、条例案に反対いたします。

なお、子供、子育て三法に基づく新制度が、いよいよ平成二十七年度からスタートいたします。東京都としては、国に対して、毎年、認証保育所の実績を認め、十分な財政措置を講ずる要請を行っているところでございますが、今回、認証保育所と同じ基準であるにもかかわらず、地方裁量型認定こども園は、施設型給付の国の対象となることから、認証保育所への財政支援の要請を、私ども議会も含めて強化をしていく必要があると思っております。

また、一人の子供にかかっている公費と実際に保護者が負担をしている保育料の各保育施設ごとの比較を行い、負担と給付にアンバランスが生じないように、都においても、コスト分析を徹底することを求めておきたいと思っております。

次に、第百八十号議案、ハッ場ダム建設に関する基本計画の変更に関する意見について、賛成する立場から討論を行います。

ハッ場ダムは、昭和二十七年、国が計画を公表して以来、地元の意見を尊重しながら、国と利根川流域一都五県において事業を進めてきました。しかし、平成二十一年九月、完成まであと六年という時期になって、国は、都や県そしてダム湖を前提とした生活再建を進めてきた地元の人々の意見を聞くことなく、ハッ場ダムの本体工事を中止いたしました。その後、ダム検証を経て、平成二十三年十二月に工事の着手を許可しましたが、実際に工事が進むことはありませんでした。この間、ダム建設を受け入れてきた地元の方々の不安と苦しみは、はかり知れないものがありました。

本定例会で示されたように、ハッ場ダムは、治水、利水上、効果があり、利根川三流域の中で、水量調節ができない最後の流域であり、ゆえに、三流域の中で最大の洪水調整能力を持って計画をされてきました。

近年、異常気象による局地的豪雨や洪水が多発をしております。また、今後、地球温暖化に伴う積雪が現在の三分の一に減少する予測があるなど、気候変動に対する水資源の確保も重要な課題であり、安定した水源の確保という意味でも大きな効果を発揮するものと思われまます。

最後に、地元住民の皆さんも一致団結をして、ダムの一日も早い完成と生活再建を願っております。よって、都としては、国に対する二つの意見が履行されるよう、強く国に要請することを求めるものであります。

以上でございます。ありがとうございました。